

## 微小粒子状物質（PM2.5）への対応について

日頃から本校教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

平成26年2月1日に微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要領が改正され、県内を東予・中予・南予の3地域に区域分けし、区域ごとに注意喚起の実施の判断を行うようになりました。

本校は次のとおり対応しておりますので、保護者の皆様の御理解、御協力をお願いします。

### 1 注意喚起発令の基準

PM2.5に係る注意喚起は、以下の判断方法に基づき日平均値が国の暫定指針値（ $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過すると予測された場合に実施されます。

#### (1) 午前中の早めの時間の判断

各地域内の各測定局の午前5時、6時、7時の1時間値の平均値のうち、上位2局の平均値を再平均して $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合

【午前8時頃までに実施】

#### (2) 午後からの活動に備えた判断

各地域内の各測定局の午前5時から12時までの1時間値の平均値のうち、最大値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合  
【午後1時頃までに実施】

### 注意喚起の区域区分等

区域	区域内市町	区域内測定局
東予地域	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町	川之江、伊予三島、金子、中村、高津、泉川、西条、東予、今治旭
中予地域	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	富久町、和気、味生、垣生小学校、朝生田、松前、久万高原
南予地域	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	大屋、八幡浜、宇和島

## 2 PM2.5濃度別の行動の目安

1立方メートルあたりの 日平均値 ( $\mu\text{g}$ )	70 超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急ぐ必要のない外出を減らす</li> <li>・ 屋外での長時間の激しい運動を減らす</li> <li>・ 室内では換気や窓の開け閉めを最小限にする</li> <li>・ 呼吸器や心臓に疾患のある人、高齢者、子どもは体調に応じて慎重に行動をする</li> </ul>
	70 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 呼吸器や心臓に疾患のある人、高齢者、子どもは体調の変化に注意する</li> </ul>

## 3 本校における対応

現在、愛媛県立衛生環境研究所のホームページに報告されるPM2.5の値を毎朝確認しています。

中予地域 注意喚起発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての校外での活動を中止する</li> <li>※校外学習は屋外で活動するものは中止、屋内は可</li> <li>※遠足は雨天時の日程に変更して実施可</li> <li>・ 窓は閉めきり、扉の開け閉めは最小限にする</li> <li>・ 教室移動は外通路を避け、屋内通路を使用する</li> <li>・ 体調に応じて慎重に行動する</li> </ul>
東予・南予地域 注意喚起発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校外での活動を控える</li> <li>※遠足の行き先が東予・南予の場合は、雨天時の日程に変更して実施可</li> <li>・ 窓や扉の開け閉めは最小限にする</li> <li>・ 教室移動はなるべく屋内通路を使用する</li> <li>・ 体調に応じて慎重に行動する</li> </ul>
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体調の変化に気を付ける</li> </ul>

**例1:**「見奈良駅まで徒歩で移動し、電車で高島屋へ行く」→屋外での活動を極力避けるため中止

**例2:**「学校からタクシーに乗り、重信フジで映画を見る」→屋外での活動がほぼないため可

### 【注意】

- ・ 中予地域に注意喚起が発令された場合、本校に最も近い測定局である朝生田の値が基準値内であっても、注意喚起発令時の対応をとります。

## 4 その他

以下のホームページで最新の測定結果（速報値）を確認することができます。

愛媛県：大気汚染常時監視テレメータシステム監視情報

<http://ehime-taiki.c.ooco.jp/>

環境省：そらまめ君（環境省大気汚染物質広域監視システム）

<http://soramame.taiki.go.jp/>